



大阪地裁総第79号

令和7年1月31日

山中理司様

大阪地方裁判所長



司法行政文書不開示通知書

令和6年11月20日付け（同月25日受付）で申出があり、同日及び同年12月6日付けで補正されました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示しないこととしましたので通知します。

記

1 開示しないこととした司法行政文書の名称等

大阪地方裁判所（支部を含む。）及び大阪地方裁判所管内の簡易裁判所に所属する裁判官の号別在職状況を取りまとめた文書（個人別の給与明細等は除く。）で、開示申出時点において最新のもの。

2 開示しないこととした理由

1の文書は、作成又は取得していない。

（注）この判断に苦情がある場合は、この通知を発した日（通知書の右上に記載された日付）の翌日から起算して3か月の間、最高裁判所に対して苦情の申出をすることができます。

（担当）総務課 電話06（6363）1281（内線4122）